（別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　鹿児島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び長島町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、長島町移住支援金交付要綱第１１条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に長島町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）県実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に長島町以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（別紙２）

鹿児島県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

鹿児島県及び長島町は、鹿児島県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び長島町が定める個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、鹿児島県及び長島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。